

令和8年度  
いじめ防止基本方針



佐倉市立染井野小学校

## 1. はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

いじめから一人でも多くの児童を救うためには、児童を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持つことが大切です。また、それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会をつくるために、学校を含めた社会全体が課題意識を持って、いじめに対峙することが重要といえます。

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

染井野小学校では、いじめ防止対策推進法を遵守し、学校、保護者、地域が一体となって、連携を取り合い「いじめ」のない学校づくりに邁進する所存です。

## 2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを意図して行った行為でなく、また継続して行われた行為でなくても、児童生徒が心身の苦痛を感じている場合はいじめとして認知する。

いじめ防止対策推進法（第二条）及び千葉県いじめ防止基本方針より

## 3. いじめの「解消」について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめが止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが本人及び保護者への面談等で認められること。

これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断すること。

#### 4. いじめの態様

いじめは、「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが、いじめの解決には有効であるといわれています。「暴力を伴ういじめ」は、目に見えやすいものが多く、「暴力を伴わないいじめ」は、目に見えにくいものが多いです。

「暴力を伴ういじめ」は、具体的には以下のようなことがあげられます。

- ・強く殴る、蹴る行為はもちろん、ふざけるふりをして軽く叩いたり、こづいたりする行為を含みます。

「暴力を伴わないいじめ」は、具体的には以下のようなことがあげられます。

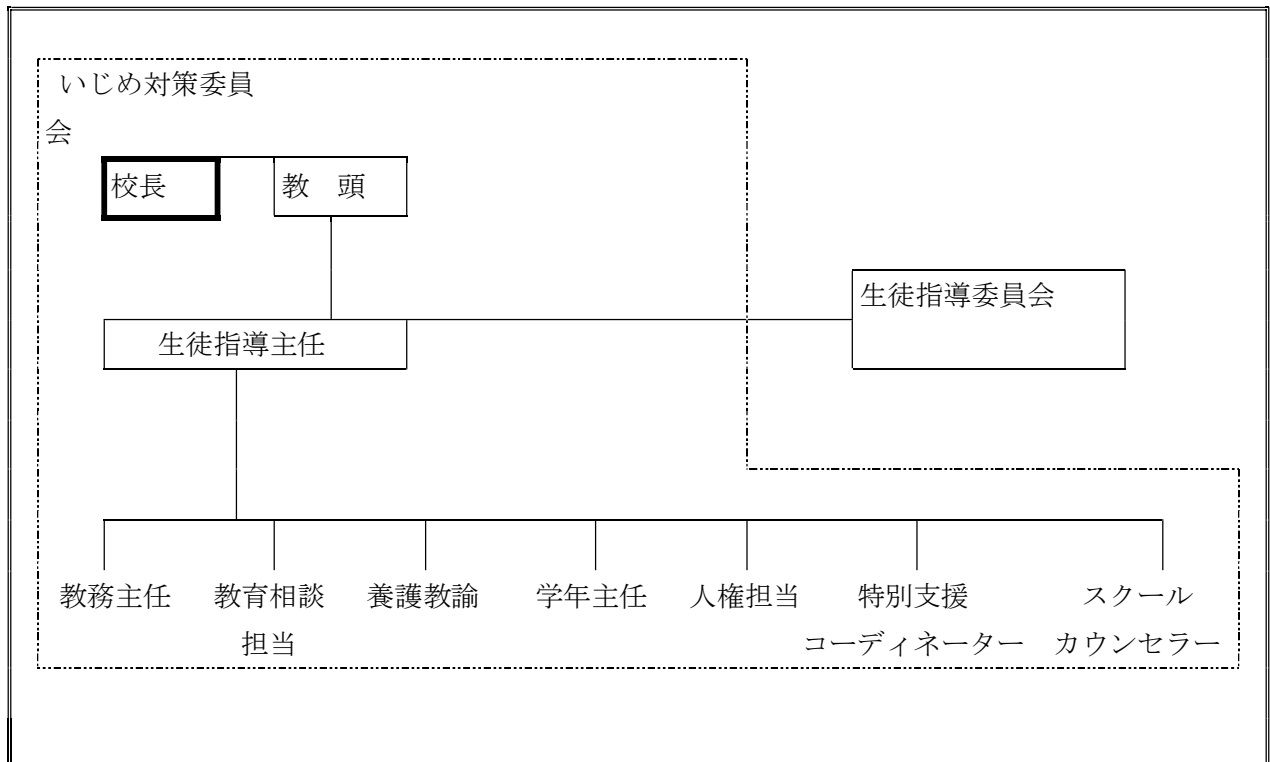
- ・無視や仲間外れのような、心理的なもの。
- ・物を隠す。
- ・悪口（からかい、冷やかし、脅しなど、いやなことを言われるもの。）
- ・強要（危険なことや、恥ずかしいことなどを無理にさせられるもの。）
- ・金品の要求等（お金や物を取られる、あるいは隠される、壊される行為。）
- ・ネットによるいじめ（携帯電話やパソコン、メールなどを使い、悪口を書かれる、画像や個人情報を無断で掲載されるもの。）
- ・感染症患者に対する差別や偏見

#### 5. 基本理念

夢をもち 進んで学ぶ 心豊かで たくましい 児童の育成

○まじめがいっぱい ○笑顔がいっぱい ○やる気がいっぱい

#### 6. 学校いじめ対策の組織



## ①いじめ対策委員会

### ○メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、人権担当、養護教諭、特別支援コーディネーター、学年主任、スクールカウンセラー

- ・学校いじめ基本方針の策定・改善（年度当初）
- ・具体的な年間計画等の作成、見直し
- ・いじめの相談、通報窓口
- ・学校のいじめ防止等の取り組みが計画的に進んでいるかのチェック

## ②生徒指導委員会

### ○メンバー

全職員

- ・1ヶ月に1回開催
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録

## ③いじめに関わる情報があったときの緊急会議

### ○メンバー

校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、当該担任、人権担当、特別支援コーディネーター

- いじめ情報があり、校長・教頭・生徒指導主任が重大事態に及ぶ予兆があると判断した場合、直ちに招集
  - ・情報の収集と記録
  - ・具体的な対応策と情報の共有
  - ・保護者への連絡

## 7. いじめを起こさせないための未然防止策

いじめの未然防止で一番重要なことは、きめ細かな指導と支援です。学校職員が一丸となって、すべての児童たちの長所を発見しながら、存在感が発揮できる教育活動を実践していきます。また、児童に対する教師の受容的、共感的な態度により、児童一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う関係づくりを行います。

教師の姿勢としては、差別的な発言や児童を傷つける発言、体罰がいじめを助長することにもつながることについての認識を持ち、温かい人間関係づくりに心がけていきます。

### (1) 授業について

○それぞれの授業において、「教科の指導と生徒指導を一体化させた授業」の実践を目指します。

- ・児童に自己決定の場を与える
- ・児童に自己存在感を与える
- ・共感的人間関係を育成する

・安全・安心な風土の醸成

## (2) 道徳教育の充実

- いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ります。
  - 思いやりや生命、人権を大切にする指導の充実に努めます。
  - 考え、議論することを意識した道徳教育の充実に努めます。
- 指導の重点（いじめ防止に関わる部分）
- ・低学年…友達にあたたかい心で接し、仲良く助け合う子
  - ・中学年…思いやりの心もち、友達と互いに理解し、助け合おうとする子
  - ・高学年…相手の立場に立って考え、共に伸びようとする子

## (3) 体験学習の充実

- 達成感や感動、人間関係を深められる体験活動を企画し、実施します。
- 人権集会や道徳教育で実施します。
- ・低学年…自分の考えや気持ちを伝え合うことができる。
  - ・中学年…相手の立場に立ってお互いの考えや気持ちを理解することができる。
  - ・高学年…建設的な手法で他者と人間関係を調整する能力や技能を身につけることができる。

## (4) 定期的な「いじめアンケート」の実施

- 「いじめアンケート」に学校全体で取り組みます。
- ・いじめに関するアンケートを毎月1回（月末）行います。
  - ・結果の集計や分析には学年職員を中心に、複数の教員にあたります。
  - ・アンケートの結果から、必要に応じて早期に個別対応していきます。

## (5) 相談体制の整備

- 教育相談により、生徒の悩みや変化に早く気付く体制を整えます。
- ・年間2回（6月、11月）全員と個別面談をする機会を設けます。
  - ・児童が希望したときには、いつでも面談ができる体制を整えます。
- 日記や振り返りノートなど各学級での取り組み・相談箱（Forms・保健室前）等

## (6) SOS の出し方教育の実施

- 悩みがあったときに相談する方法や相談先の周知をし、いじめの早期発見・早期対応に努めます。
- ・長期休業前の年間2回（4月、7月）SOSの出し方についての学習を行います。
  - ・関係機関の相談先は、児童がいつでも見られるようにTeams上にのせます。

## (7) 児童会を中心とした取り組み

- 児童会活動により、いじめ防止に向けて積極的な児童活動を進めます。

- ・全校集会もしくは各学級でいじめについて考える場を設けます。（9月）  
（佐倉市いじめ防止子供サミットの内容について）

#### （8）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- 情報機器の持つ危険性や、その使われ方を保護者や児童に知らせ、問題の解決にあたります。
  - ・保護者とともに情報教育を行います。（高学年）
  - ・保護者にも協力してもらい、互いに連携しながら指導にあたります。
  - ・悪質な内容を含む場合は、警察に相談します。

#### （9）保護者への啓発活動

- 年度当初より、いじめ問題に対する学校の認識や、対応方針を周知し、協力と情報提供の依頼を行います。
  - ・学校だよりを通しての啓発活動を行います。
  - ・学年学級経営説明会や教育ミニ集会等を通しての啓発活動を行います。
  - ・「24時間子ども SOS ダイヤル」等の相談機関の周知徹底
  - ・「いじめ防止啓発カード」「いじめ防止啓発リーフレット」の配付

### 8. いじめを発見したときの早期対応策

いじめ問題解消のためには、いじめを早期に発見することも重要となります。

全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付くことが、早期発見につながります。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知していきます。

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応していきます。

#### （1）事実の確認

- いじめの情報に敏感に対応します。
  - ・日頃から、児童の行動を注意深く見守ります。
  - ・児童や保護者からの情報を大切にします。
  - ・他の教職員からの情報を共有し合います。
- 事実の確認を正確に行います。
  - ・いじめの情報を確認したら、いじめ対策委員会を中心に、複数の職員で組織的に対応します。
  - ・当該児童、関わりのある児童、全ての教職員から丁寧に情報を収集し、事実関係を把握します。
  - ・具体的な情報を、詳しく整理して記録します。

○いじめ解決への方針を決定します。

- ・いじめの状況、児童の状況と関係、家庭の状況等を考慮し、いじめ対策委員会で解決への方針を迅速に検討します。
- ・教職員が情報を共有し、今後の指導の進め方について共通の認識をもって支援・指導にあたります。

(2) いじめを受けた児童、保護者への支援

○事実関係を確実に伝えます。

- ・確認した事実や状況を丁寧に説明します。
- ・学校の指導方針（過程）を説明し協力を依頼します。
- ・状況に応じて専門の諸機関を活用して指導にあたります。

○いかなる理由があっても、いじめられた児童を守り通す姿勢で問題の解決にあたります。

- ・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し、できる限り不安を除去します。
- ・複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保します。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくります。
- ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導することも考慮します。
- ・いつでも相談できる体制を作ります。

(3) いじめを行った児童への指導

○行った行為については、毅然とした指導をします。

- ・行った行為を振り返らせ、いじめの問題点を理解させます。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・児童間、保護者間で謝罪の場をもち、相互に気持ちを伝え、理解し、今後の良い人間関係の構築につながる支援をします。
- ・自分を省みなかったり、繰り返し行ったりする場合などは、教育委員会や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。

○いじめを行った背景については、じっくりと話を聞き、今後の行動について考えさせます。

- ・状況に応じて、関係諸機関と連携して指導にあたります。
- ・被害児童の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせます。
- ・被害者の気持ちを最大限に考慮しながら、指導・支援を進めます。
- ・いじめに至った心情や、グループ内での立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせます。

#### (4) いじめを行った児童の保護者への助言

○問題解決に向けて、協力をお願いします。

- ・事実関係の確認後、迅速に保護者に連絡します。
- ・加害児童と同席で、事実関係の確認を行います。
- ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して今後の対応を行います。

○よい面を伸ばし、自己肯定感がもてるように支援していきます。

- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心安全、健全な人格の発達に配慮します。
- ・自分の課題とすべき点について反省するとともに、よい点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行います。

○自分の問題に向き合えない場合には、毅然とした態度で接します。

- ・必要に応じて、特別の指導計画による指導のほか、さらに教育委員会や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすることを伝えます。

#### (5) 継続的な見守り、指導、助言活動

○表面的な変化から解決したと決めつけず、支援を継続します。

- ・被害児童、加害児童ともに、教員が声をかけて小さな変化を見逃さない配慮をします。
- ・保護者と連絡を取り合い、変容に対する情報を共有し、支援につなげます。

#### (6) いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

○速やかに関係機関に相談し、連携のもと指導にあたります。

- ・児童の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は、直ちに警察に通報します。
- ・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まらない場合は、その状況に応じて関係機関に連絡します。

## 9. 重大事態への対処

重大事態とは、次の2つです。

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときです。

○児童が自殺を企図した場合

○心身に重大な被害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合 を想定しています。

②いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときです。

- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

(1) 事実関係を明確にするための調査

- ・重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。
- ・調査は「いじめに関わる情報があったときの緊急会議」のメンバーで行います。
- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にします。(客観的な事実関係を速やかに調査します。)
- ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とします。

(2) 調査に関わるいじめを受けた児童・保護者への必要な情報の提供

- ・調査の結果については、丁寧に説明します。
- ・事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行いません。

(3) 重大事態における対応(校内の体制)

- 校長・教頭・・・・・・・・ ①市教委・関係機関との連携 ②対応・取組検討  
③調査状況確認・情報共有 ④外部対応・マスコミ対応
- 生徒指導主任・・・・・・・・ ①いじめアンケート等、過去の記録等の確認、情報整理  
②聞き取りやアンケート内容作成→関係職員への指示  
③警察などとの連携
- 教務主任・・・・・・・・ ①授業内容変更等への対応 ②管理職の補助  
③PTAとの連携
- 該当児童担任・・・・・・・・ ①関係児童の調査 ②関係保護者への対応
- 各担任・・・・・・・・ ①学級児童の心のケア ②児童の安全確認  
③聞き取りの補助等
- 養護教諭・・・・・・・・ ①児童への緊急措置と心のケア  
②学校医・カウンセラーとの連携
- PTA役員・・・・・・・・ ①保護者への連絡・連携

## 10. 年間計画

|     | 学校行事  | いじめ問題に関する年間計画  |
|-----|---|--|
| 4月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>入学式</li> <li>授業参観</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>校内、学年間の情報交換</li> <li>いじめに関わる共通理解（職員研修）</li> <li>いじめアンケート実施（毎月1回）</li> <li>いのちを大切にするキャンペーン（SOSの出し方教育）</li> </ul> |
| 5月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1年生を迎える会</li> <li>地域訪問</li> <li>3校合同研修会</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>他学年との交流、人間関係づくり</li> <li>近隣学校との情報共有</li> </ul>  |
| 6月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談週間</li> </ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>特別活動を通じた人間関係づくり</li> <li>教育相談週間</li> </ul>  |
| 7月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人面談</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>SOSの出し方教育</li> <li>各学級でいじめの問題について考える</li> <li>学年、学級の様子を個人面談にて連絡</li> </ul>                                      |
| 8月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>佐倉市いじめ防止子どもサミット参加（6年生代表児童）</li> </ul>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>職員研修会</li> </ul>  |
| 9月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>佐倉市いじめ防止子どもサミット参加児童発表</li> <li>前期終業式</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>代表児童の発表を聞き、いじめ防止の意識を高める</li> <li>前期の行動についてふり返る</li> </ul>   |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>後期始業式</li> <li>運動会</li> <li>各学年校外学習</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>運動会を通じた異学年間の人間関係づくり</li> <li>校外学習を通じた人間関係づくり</li> </ul>   |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>授業参観</li> <li>教育相談週間</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>道徳による人間関係づくり</li> <li>保護者を含めた情報教育等</li> <li>教育相談週間</li> </ul>   |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>人権集会</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>話し合い活動により人権意識を高める</li> <li>各学級でいじめを無くすスローガンづくりをし、いじめ防止の意識を高める</li> </ul>  |
| 1月  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>学年、学級で人間関係づくり</li> </ul>  |
| 2月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>授業参観</li> <li>6年生を送る会</li> </ul>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>集会活動を通し、思いやりや感謝の心を高める</li> </ul>  |
| 3月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業式</li> </ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>進級する学年の引き継ぎ情報の整理、作成</li> </ul>  |

## 11. その他

- この基本方針は、年度の反省を生かし、見直し改善していくこととします。